

(ウェブ掲示用)

平成28年2月
大津家庭裁判所

相続放棄等の有無の照会手続の利用者の方へ

大津家庭裁判所における相続放棄等の有無の照会手続について
－運用の一部変更について－

大津家庭裁判所（大津本庁，彦根支部，長浜支部及び高島出張所）における相続放棄・限定承認の有無等の照会手続につきましては，同照会手続を適切に行うために，照会書に添付いただく提出資料や照会申請書の書式等を見直し，下記のとおり整備・改定させていただくこととしましたので，お知らせいたします。

とりわけ，従前，調査対象者（相続人）を特定しない形での照会に対しても，裁判所の任意の調査に基づき，その結果を回答してきたところですが，今後は，照会者において調査対象者を明らかにしていただくことを前提に，その調査対象者に関してのみ相続放棄等の有無の調査・回答をする運用とさせていただきますので，ご理解いただきますよう，よろしく願いいたします（運用開始日：平成28年3月1日）。

つきましては，手続の際には下記事項をご確認いただき，提出等に遺漏がないよう御協力の程，よろしく願いいたします。

なお，本件に関する問い合わせについては，大津家庭裁判所家事訟廷窓口（電話番号077-503-8169）又は大津家庭裁判所の管内支部・出張所窓口までお願いいたします。

記

- | | | |
|---|----------------------------|-------|
| 1 | 相続放棄等の有無の照会申請における提出書類 | … 1 枚 |
| 2 | 照会書一式（照会書・本文，別紙目録，同（継続用紙）） | … 3 枚 |
| 3 | 調査対象者に関する目録（追加書面） | … 1 枚 |

※ 上記3の書式は，照会申請時に上記2の書式が使用されない場合（独自の照会書を使用される場合）に，補充する形で照会者に使用していただくものです。

※ 本回答結果につきましては，正確性に万全を期しておりますが，情報機器の操作等で検索結果が不良なものとなる場合がないとは限りません。本回答結果の利用に際しては，できるだけ他の確認手段を併用する等の方策を御考慮いただくようお願いいたします。